

議案第19号

鳥取県警察手数料条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県警察手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県警察手数料条例（平成12年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき2,100円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,100円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,650円

イ 略

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(35) 略

(36) 道路交通法第92条第1項の規定に基づく運転免許証の交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき1,650円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により1の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載して当該他の種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,650円に当該他の種類の免許ごとに200円を加算した額)

イ 略

(37) 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付次に掲げる免許証の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 第1種運転免許又は第2種運転免許に係る免許証 1件につき3,200円

イ 略

(37の2)～(42) 略

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に
基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,550円

(43の2)～(70) 略

2 略

(37の2)～(42) 略

(43) 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に
基づく免許証の有効期間の更新 1件につき2,100円

(43の2)～(70) 略

2 略

附 則

この条例は、平成22年1月31日から施行する。